

## 雄物川圏域流域治水協議会 下流圏域分科会 規約（案）

## （設置）

第1条 「雄物川圏域流域治水協議会」の分科会として「下流圏域分科会」（以下「分科会」）を設置する。

## （目的）

第2条 本分科会は、令和5年7月梅雨前線による大雨をはじめとした激甚な水害や、気候変動による水害の激甚化・頻発化に備え、下流圏域において、あらゆる関係者が協働して流域全体で水害を軽減させる治水対策、「流域治水」を計画的に推進するための協議・情報共有を行うことを目的とする。

## （分科会の対象流域）

第3条 分科会は、一級水系雄物川下流域と二級水系馬場目川水系を対象とする。

## （分科会の構成）

第4条 分科会は、別表1の職にある者をもって構成する。

- 2 分科会の運営、進行及び招集は事務局が行う。
- 3 事務局は、第1項による者のほか、分科会構成員の同意を得て、必要に応じて別表1の職にある者以外の者（学識経験者等）の参加を分科会に求める事ができる。

## （作業部会の構成）

第5条 分科会に作業部会を置く。

- 2 作業部会は協議会の運営に必要な情報交換、調査、分析、対策等の各種検討・調整を行うことを目的とする。
- 3 作業部会は、別表2に所属する者をもって構成する。なお、雄物川下流域、馬場目川水系の個別課題検討のため、別表3、別表4に所属する者をもって開催することができる。
- 4 作業部会の運営、進行及び招集は事務局が行う。
- 5 事務局は、第3項による者のほか、作業部会構成員の同意を得て、必要に応じて別表2に所属する者以外の者（学識経験者等）の参加を作業部会に求めることができる。

## （分科会の実施事項）

第6条 分科会は、次の各号に掲げる事項を実施する。

1. 下流圏域で行う流域治水の全体像を共有・検討。
2. 河川に関する対策、流域に関する対策、避難・水防等に関する対策を含む、「流域治水プロジェクト」の策定と公表。

3. その他、流域治水に関して必要な事項。

(会議の公開)

第7条 分科会は、原則として報道機関を通じて公開とする。ただし、審議内容によっては、分科会に諮り非公開とすることができる。

2 作業部会は原則非公開とする。

(分科会資料等の公表)

第8条 分科会に提出された資料等については速やかに公表するものとする。ただし、個人情報等で公表することが適切でない資料等については、分科会の了解を得て公表しないものとする。

2 分科会の議事については、事務局が議事概要を作成し、出席した構成員の確認を得た後、公表するものとする。

(事務局)

第9条 分科会の庶務を行うため、事務局を置く。

2 分科会の事務局は、秋田市上下水道局下水道整備課、五城目町建設課、秋田県建設部河川砂防課及び秋田河川国道事務所流域治水課が共同で行う。

(雑則)

第10条 この規約に定めるもののほか、分科会の議事の手続きその他運営に関し必要な事項については、分科会で定めるものとする。

(附則)

第11条 本規約は、令和5年 8月 日から施行する。

## 別表 1

## 雄物川圏域流域治水協議会 下流圏域分科会 分科会委員

秋田市長		
男鹿市長		
潟上市長		
三種町長		
五城目町長		
八郎潟町長		
井川町長		
大潟村長		
農林水産省	東北農政局	西奥羽土地改良調査管理事務所長
林野庁	東北森林管理局	秋田森林管理署長
		米代西部森林管理署長
国立研究開発法人 森林研究・整備機構 森林整備センター	東北北海道整備局長	
気象庁	秋田地方気象台長	
秋田県	総務部 危機管理監	
	農林水産部長	
	建設部長	
国土交通省	東北地方整備局	秋田河川国道事務所長

秋田市	総務部 防災安全対策課	
	建設部 道路建設課	
	上下水道局 下水道整備課	
男鹿市	総務企画部 危機管理課	
	産業建設部 建設課	
	企業局 ガス上下水道課	
潟上市	総務部 総務課	
	産業建設部 都市建設課	
	上下水道局 上下水道課	
三種町	町民生活課	
	建設課	
	上下水道課	
五城目町	住民生活課	
	農林振興課	
	建設課	
八郎潟町	住民生活課	
	建設課	
井川町	町民生活課	
	産業課	
大潟村	生活環境課	
農林水産省	東北農政局	西奥羽土地改良調査管理事務所 企画課
林野庁	東北森林管理局	秋田森林管理署
		米代西部森林管理署
国立研究開発法人 森林研究・整備機構 森林整備センター	東北北海道整備局 秋田水源林整備事務所	
気象庁	秋田地方气象台	
秋田県	総務部	総合防災課
	農林水産部	農地整備課
		森林整備課
	建設部	都市計画課
		下水道マネジメント推進課
		河川砂防課
		建築住宅課
	山本地域振興局	総務企画部 地域企画課
		農林部 森づくり推進課
		農林部 農村整備課
		建設部 保全・環境課
	秋田地域振興局	総務企画部 地域企画課
		農林部 森づくり推進課

別表 2

		農林部 農村整備課
		建設部 保全・環境課
国土交通省	東北地方整備局	秋田河川国道事務所 流域治水課

別表 3

雄物川圏域流域治水協議会 下流圏域分科会 作業部会（雄物川下流域）

秋田市	総務部 防災安全対策課	
	建設部 道路建設課	
	上下水道局 下水道整備課	
農林水産省	東北農政局	西奥羽土地改良調査管理事務所 企画課
林野庁	東北森林管理局	秋田森林管理署
国立研究開発法人 森林研究・整備機構 森林整備センター	東北北海道整備局 秋田水源林整備事務所	
気象庁	秋田地方气象台	
秋田県	総務部	総合防災課
	農林水産部	農地整備課
		森林整備課
	建設部	都市計画課
		下水道マネジメント推進課
		河川砂防課
		建築住宅課
	秋田地域振興局	総務企画部 地域企画課
		農林部 森づくり推進課
		農林部 農村整備課
建設部 保全・環境課		
国土交通省	東北地方整備局	秋田河川国道事務所 流域治水課

別表 4

雄物川圏域流域治水協議会 下流圏域分科会 作業部会（馬場目川水系）

秋田市	総務部 防災安全対策課 建設部 道路建設課	
男鹿市	総務企画部 危機管理課 産業建設部 建設課 企業局 ガス上下水道課	
潟上市	総務部 総務課 産業建設部 都市建設課 上下水道局 上下水道課	
三種町	町民生活課 建設課 上下水道課	
五城目町	住民生活課 農林振興課 建設課	
八郎潟町	住民生活課 建設課	
井川町	町民生活課 産業課	
大潟村	生活環境課	
農林水産省	東北農政局	西奥羽土地改良調査管理事務所 企画課
林野庁	東北森林管理局	米代西部森林管理署
国立研究開発法人 森林研究・整備機構 森林整備センター	東北北海道整備局 秋田水源林整備事務所	
気象庁	秋田地方气象台	
秋田県	総務部	総合防災課
	農林水産部	農地整備課
		森林整備課
	建設部	都市計画課
		下水道マネジメント推進課
		河川砂防課
		建築住宅課
	山本地域振興局	総務企画部 地域企画課
		農林部 森づくり推進課
		農林部 農村整備課
		建設部 保全・環境課
	秋田地域振興局	総務企画部 地域企画課
		農林部 森づくり推進課
		農林部 農村整備課
建設部 保全・環境課		